

江戸川区地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による江戸川区長の認定に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）及びシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高齢者就業機会提供団体に準ずる者」という。）の認定並びに認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することの認定を江戸川区長（以下「区長」という。）が行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(障害者支援施設等に準ずる者の認定の対象)

第 2 条 障害者支援施設等に準ずる者として認定の対象となる者は、江戸川区内（以下「区内」という。）に主たる事業所を置き、かつ、適切な業務遂行能力を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する子会社
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体
- (5) 障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）を利用する障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者就労施設等の利用者が提供する物品及び役務のあっせん又は仲介等の共同受注窓口業務（以下「障害者就労施設等共同受注窓口業務」という。）を行っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障害者の就労機会の確保等の活動及び事業を行っている区長が認める者

(高齢者就業機会提供団体に準ずる者の認定の対象)

第 3 条 高齢者就業機会提供団体に準ずる者として認定の対象となる者は、区内に主たる事業所を置き、かつ、適切な業務遂行能力を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定款、会則、活動方針、事業計画等において、高齢者に対する就労機会の確保及び福祉の増進に資する内容を明記している事業者
 - (2) 高齢者の就労機会の確保等の活動及び事業を行っている事業者
- (認定生活困窮者就労訓練事業実施施設の認定の対象)

第4条 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものとして認定の対象となる者は、区内に主たる事業所を置き、かつ適切な業務遂行能力を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認定生活困窮者就労訓練事業実施施設として東京都の認定を受けている事業者
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動及び事業を行っている事業者
(認定対象の除外)

第5条 前3条の規定にかかわらず、認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の認定を受けることができない。

- (1) 法令違反等認定にふさわしくない事実がある場合
- (2) 暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である場合又は申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
- (3) 国税又は地方税を滞納している場合
(認定の申請)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する申請書に必要な書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 障害者支援施設等に準ずる者として認定の対象となる者 障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（第1号様式）
- (2) 高齢者就業機会提供団体に準ずる者として認定の対象となる者 高齢者就業機会提供団体に準ずる者の認定申請書（第2号様式）
- (3) 認定生活困窮者就労訓練事業実施施設として認定の対象となる者 認定生活困窮者就労訓練事業実施施設の認定申請書（第3号様式）
(認定)

第7条 区長は、前条に規定する認定の申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項の規定により、あらかじめ、2名の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定に基づき認定したときは認定通知書（第4号様式）により、認定しないこととしたときは不認定通知書（第5号様式）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 区長は、第2条から4条までに規定する認定対象に関し、必要があると認めるときは、申請者に対して、聞き取りを実施し、又は現地調査を行うことができるものとする。

(認定の公表)

第8条 区長は、前条に規定する認定を行ったときは、その旨を遅滞なく公表しなけ

ればならない。

(認定の期間)

第9条 第7条の認定を受けた者(以下「認定団体」という。)の認定の期間は、当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(認定内容の変更届)

第10条 認定団体は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに認定事項変更届(第6号様式)により区長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第11条 認定団体は、認定を辞退するときは、認定辞退届(第7号様式)により区長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 区長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条から第4条までに規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 重大な法令違反等があったと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、認定取消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。